

三重県への新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の適用について

(2022年1月21日)

学長 岩崎 恭典

三重県は、県内の新型コロナウイルス感染者の急速な増加に伴い、1月21日から2月13日までを期間として、まん延防止等重点措置の適用を受けることになりました。

これを受けて、四日市大学では下記のとおり対応いたします。

学生、教職員の皆さんは、引き続き感染防止に心がけてください。

記

1. 警戒レベルを2に引き上げますが、当面の間、次のとおり運用します。

- ①授業は面接型あるいはオンデマンド型で実施します。担当先生の指示に注意してください。
- ②学生食堂は1月25日（火）までは通常営業とします。
1月31日（月）からの定期試験時は縮小営業とします。
- ③クラブ活動は学内、県内のみ可とし、他校等との練習・交流試合などは認められません。
但し、特段の事情がある場合は学長の許可により認めます。
- ④学外者の来学は原則禁止とします。但し、非常勤講師、あらかじめ約束のある人の訪問など、業務遂行上必要な場合は必要な時間、あるいは短時間で済むようお願いいたします。
- ⑤本学から外部への訪問等は、訪問先の了解があれば可とします。但し、県外への移動は必要性などを慎重に判断し、対応してください。
- ⑥クラスターの発生など、学生、教職員への感染拡大が広がった場合は改めて判断します。

レベル2	一部の授業が「面接」で実施されるが、多くの授業が「オンデマンド型」or「面接+オンデマンド」で実施される。	感染予防に気を付けながらPC教室、情報センター、研究室、食堂(食事の提供はない)、一部の教室への立ち入りができる。	県外での活動は原則として認めない。県内での活動のみ、監督など指導者の立会いのもとで感染予防を徹底して行うことを条件に認める。
レベル1	教室内での適切なディスタンスを確保しつつ、原則全ての授業を「面接」で実施。ディスタンスの確保が難しい授業など一部の授業は「オンデマンド型」で実施。	感染予防に気を付けながら通常通りに施設利用できる。食堂・売店は縮小営業することがある。	監督など指導者の監修のもとでの感染予防対策の策定と提出を条件に許可する。

以上